

2 8 社会福祉法人等の指導援助

〔現況及び施策の方向〕

社会福祉法人に対してその適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保及び社会福祉施設（事業）の適正な運営の確保を図るため、運営指導及び指導監査の充実を図る。

社会福祉法人が社会福祉施設を整備する場合に、法人の健全な運営を図るため、利子償還に要する経費を助成する。

〔事業の内容〕

1 社会福祉法人等の運営指導（予算額 11,494 千円）

社会福祉法人は、地域における社会福祉事業の主たる担い手として、高い公共性を有する団体であることから、その事業が確実、効率的かつ適正に実施されるよう、経営基盤の強化及び提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、運営指導及び指導監査の充実・強化を図る。

なお、運営指導及び指導監査において、高度な専門知識を要するものについては、業務の一部を外部の有識者に委託し、指導水準の向上を図る。

また、社会福祉法人による社会福祉を目的とする地域貢献事業を推進するため、広島県社会福祉施設経営者協議会に経費の一部を助成する。（平成 23 年度創設）

第 1 表 指導監査（実地）の実施状況

（単位 所，％）

区 分	法 人			施 設		
	対 象 数	実 施 数	実 施 率	対 象 数	実 施 数	実 施 率
平成 23 年度	138	36	26.1	207	82	39.6
平成 22 年度	138	88	63.8	211	89	42.2
平成 21 年度	134	86	64.2	224	141	62.9

2 民間社会福祉施設の整備（予算額 7,200 千円）

独立行政法人福祉医療機構資金借入償還利子の助成

社会福祉法人が、社会福祉施設を整備するための事業資金として、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る償還利子の 4 分の 3 以内の額（ただし、平成 11 年度以降実施事業については、借入利率 1.15% を超える部分に相当する額以内の額）を助成し、法人の健全な施設経営を図る。（昭和 36 年度創設）

第 2 表 利子補助の状況

（単位 法人，千円）

区 分	補助対象法人数	借入金総額	償還利子額	補助額
平成 24 年度（予定）	48	4,201,400	24,080	7,200
平成 23 年度	50	4,359,800	29,691	9,233
平成 22 年度	53	4,614,800	35,817	11,474

（新規採択は、平成 15 年度事業実施分で終了した。）

〔負担割合 県 3/4〕

3 民間社会福祉施設運営基盤の充実（予算額 596,960 千円）

(1) 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の助成

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施している退職手当共済事業について必要経費の 3 分の 1 を助成する。（昭和 36 年度創設）

第3表 独立行政法人福祉医療機構に対する補助の状況

(単位 所, 人, 円, 千円)

区 分	加入施設数	加入職員数	1人当たりの補助単価	補 助 額
平成23年度	1,250	14,854	29,470	437,748
平成22年度	1,206	14,827	38,520	571,136
平成21年度	1,176	14,810	44,280	655,787

(注) 広島市及び福山市を含む。

[負担割合 国1/3, 県1/3, 共済契約者1/3]

(2) 広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、国から交付された社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を原資とし、平成21年度に「社会福祉施設等耐震化等整備基金」を設置し、平成24年度までに(24年度事業開始の場合は、事業終了年限まで)社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備等に対し助成する。

(平成21年度創設)

ア 基金積立額 1,884,596,000円

{ 平成21年度積立 1,795,000,000円 }
 { 平成23年度積立 89,596,000円 }

イ 事業概要

(ア) 耐震化整備事業

区 分	整 備 内 容
改 築	既存の施設の現在定員の増員を行わない改築整備(一部改築を含む。)
増 改 築	現在定員の増員を伴う耐震化改築整備
大規模修繕	既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備 ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・その他必要と認められる上記に準ずる工事
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」及び平成20年6月12日雇児発第612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」を準用した改築整備(一部改築を含む。)

対 象 施 設	対 象 整 備 区 分
保護施設 救護施設, 更生施設	改築・増改築・大規模修繕・老朽民間社会福祉施設整備
児童関係施設 助産施設, 乳児院, 母子生活支援施設, 児童養護施設, 情緒障害児短期治療施設, 児童自立支援施設, 児童相談所一時保護施設, 婦人保護施設, 婦人相談所一時保護施設	
対 象 施 設	対 象 整 備 区 分
障害者関係施設 障害者支援施設, 障害児入所施設	改築・大規模修繕・老朽民間社会福祉施設整備

(イ) スプリンクラー整備事業

対 象 施 設	補 助 基 準
延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設及び延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設 救護施設, 障害者支援施設, 短期入所事業所, 障害児入所施設, 乳児院	○延べ面積275㎡以上 1,000㎡未満の施設 1㎡あたり18千円以内
延べ面積275㎡以上の施設で障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者等が利用する施設	○延べ面積1,000㎡以上の平屋建の施設 1㎡あたり34千円以内
共同生活介護事業所(ケアホーム), 共同生活援助事業所(グループホーム), 福祉ホーム	

(ウ) 財源及び負担割合

基金1/2, 県1/4, 事業者1/4

(政令市・中核市所管施設の整備の場合 基金 20/40, 県 9/40, 市1/40, 事業者10/40)

(公立施設の整備の場合 基金 20/40, 県 9/40 市町(設置者)11/40)